

神奈川県教育委員会 殿

申請者 (保護者等)	ふりがな		高校生 等との 関係	☐ 親権者（父） ☐ 親権者（母） ☐ 未成年後見人 ☐ 未成年後見人である里親 ☐ 主たる生計維持者 ☐ 生徒本人 ☐ その他（ ）	
	氏名				
	住所	〒		日中連絡が取れる電話番号	
				- -	
	※１月１日現在、上記と異なる市町村に住所を有していた場合は右欄も記入してください。			1月1日現在の住所	都道市区 府県町村 ☐ 日本国内に住所を有していない。
	申請者 以外の 保護者等	ふりがな		高校生 等との 関係	☐ 親権者（父） ☐ 親権者（母） ☐ 未成年後見人 ☐ 未成年後見人である里親 ☐ その他（ ）
氏名					
※１月１日現在、上記の申請者住所と異なる市町村に住所を有していた場合は右欄も記入してください。			1月1日現在の住所	都道市区 府県町村 ☐ 日本国内に住所を有していない。	

ふ り が な				生年 月 日	昭和 年 月 日 平成						
氏 名											
在学する学校	学校の 名称	(国公立)	立				学校			年	
		課程	☐ 全日制 ☐ 定時制 ☐ 通信制 ☐ 専攻科								
	在学 期間	年 月 日 ～ 年 月 日									
過去の高等学校等 における在学期間		学校名	年 月 日 ～ 年 月 日		課程	在学中に給付金を受給した回数					
		立				なし 1回 2回 3回 4回 不明 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐					
		学校名	年 月 日 ～ 年 月 日		課程	在学中に給付金を受給した回数					
		立				なし 1回 2回 3回 4回 不明 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐					

金融機関名		銀行・信用金庫 信用組合・農協		本店・支店 本所・支所 ・出張所	支店コード			預金 種目	普通・貯蓄
金融機関コード									
口座番号			口座名義人 (申請者)	※カタカナで記入してください					

支給区分		支給決定額	学校納付金等への充当額	差引振込額
生活保護世帯	☐			
非課税世帯	☐			

【3】保護者等の収入の状況について

(1) 生活保護受給証明書(生業扶助(高等学校等就学費)を受けていることがわかる証明書)を提出します。

①	☐	生活保護受給証明書(生業扶助(高等学校等就学費)を受けていることがわかる証明書)
---	--------------------------	--

(2) 次の者の課税証明書等を提出します。

①	☐	親権者(両親)2名分(単身赴任の場合であっても、親権者2名分提出してください。) 生徒が未成年(18歳未満)であり、親権者(両親)が2人存在する場合
②	☐	親権者1名分(親権を児童相談所長、児童福祉施設の長が行う場合を除く。) ・離婚、死別等により親権者が1名の場合 ・親権者は2名いるが、ドメスティックバイオレンスや養育放棄、失踪等の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合 など
③	☐	未成年後見人()名分 〔親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 (複数選任されている場合は全員分)〕
④	☐	生徒の生計をその収入により維持している者(以下「主たる生計維持者」という)(両親等)2名 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
⑤	☐	主たる生計維持者1名分 ・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 など
⑥	☐	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

(3) 次の理由により、(1)又は(2)の書類を提出しません。

①	☐	所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年で道府県民税所得割・市町村民税所得割が課されるだけの収入を得ていないため
---	--------------------------	--

【4】誓約・委任欄 ※ 申請者の氏名を記入してください。

次のことを確認し、誓約(委任)します。	申請者氏名
(全世帯共通)	
・この申請書の記載内容は事実と相違ありません。また、この申請書に虚偽の記載があった場合は、神奈川県教育委員会の求めに従いその全額を即時返還します。	
・神奈川県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。	
・この申請の対象となる高校生等は、7月1日現在、児童福祉法による児童入所施設措置費(見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く。))の支弁対象ではありません。	
・授業料以外に学校へ納付する納付金等に未済があるときは、私が支給を受ける高校生等奨学給付金をその未済に充てることについて学校長に委任したので、奨学給付金を学校長に支払うことについて委任します。	
(非課税世帯の方のみ)	
・【1】で記入した申請対象の高校生等本人は、7月1日現在、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助を措置されていません。(対象となる高校生等が専攻科に在学する場合を除く)	
(申請者が主たる生計維持者の場合のみ)	
・私と高校生等本人は、健康保険法等における扶養者と被扶養者の関係と同等の関係にあります。	

<学校使用欄>

学校受付印

次のことについて確認しました。

・ ☒ 令和7年7月1日現在、本校の	☐ 全日制 ☐ 定時制 ☐ 通信制 ☐ 専攻科	課程に在学します。
☐ 就学支援金		
・ ☐ 学び直し支援金の受給資格を有する(補助要件を満たす)者です。		
☐ 専攻科支援金		
・納付金等について	☐ 未済なし ☐ 未済あり (	円)

学校の名称

学校長の氏名

職印

学校の所在地

〒

学校の電話番号

—

—